岸和田市スマートシティ推進協議会
参画企業募集要領

令和８年 11 月

岸和田市

目次

１．目的 2
２．協議会の概要 2
３．実施スケジュール 3
４．参加資格 4
５．参加表明及び提案審査 5
６．説明会の開催 6
７．質疑書の提出及び回答 6
８．提出書類 6
９．審査方法等 7
10. 結果の通知・公表 8
11. 応募に際しての注意事項 8
12. その他留意事項 9
13. 担当部署 9

１．目的

本要領は、本市スマートシティ構想の推進を図るため、民間企業の力を地域課題の解決につなげ、市民の生活利便性や豊かさの向上を図ることをめざし、産学官からなる岸和田市スマートシティ推進協議会（以下、「協議会」）に参画を希望する者の募集にあたり、必要事項を定めるものです。本市と連携しながら協議会に参画いただき、ワーキンググループを主導いただける企業（以下、「参画企業」とする。）の応募を求めます。

２．協議会の概要

（１）協議会の役割

協議会は、産学官が連携してデータやＩＣＴ等の新たな技術を活用しながら、分野横断的に岸和田市における諸課題の解決等に取り組むことにより、岸和田市の魅力を高め、持続可能な都市として機能するスマートシティを実現することを目的とします。協議会の組成イメージは、別紙「公募付属資料」をご確認ください。

（２）ワーキンググループ及び部会について

スマートシティの取組を推進するため、本市職員により構成される部会で議論した課題に対応したソリューションを提案いただきます。選定された場合、ご提案頂いた企業及び本市職員から構成されるワーキンググループを組成します。ご提案頂いた企業には、ワーキンググループを主導頂き、実証実験を行い、本市にあった取組の精査を行います。ワーキンググループでの成果は、協議会の運営委員会へ報告し、今後の方向性について検討します。

（３）協議会参画へのメリットについて

協議会へ参画いただくことで、下記のメリットがあります。

・連携した実証の取組を市公式ウェブサイト等へ掲載
・ソリューションの検証のための実証フィールドとしての利用
・現場の職員との意見交換によるニーズ把握
・実装に向けての各種検討への意見発出

３．実施スケジュール

内容	日時
募集開始	令和８年 11 月 13 日（金）
説明会	令和８年 11 月 19 日（木）14 時 30 分から
質問期限	令和８年 11 月 26 日（木）17 時まで
回答期限	令和８年 11 月 30 日（月）17 時まで
参加表明書類提出締切	令和８年 12 月７日（月）17 時まで
企画提案書提出締切	令和８年 12 月 14 日（月）17 時まで
事前審査結果通知	令和８年 12 月 17 日（木）17 時まで
ヒアリング	令和８年 12 月 25 日（金）14 時から
審査結果通知予定日	令和８年 12 月 28 日（月）予定
ＷＧ組成に向けての調整会議	令和９年１月から２月
ＷＧ初回	令和９年２月（予定）

４．参加資格

本募集に応募できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とします。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４各項各号の規定に該当しない者であること。

（２）会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 条）第 381 条第１項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

（３）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされてない者であること。

（４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りではない。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。

（６）岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月１日施行）第５条の規定に該当しない者であること。

（７）岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年施行）に該当する事実がないこと。

（８）本市スマートシティ構想及び公募付属資料に示す本市の課題と整合した提案を行っていること。

（９）スマートシティの推進に資する取組として、行政機関又は関係団体との連携実績、健康増進・行動変容支援・住民向けサービスの実施実績又は実証事業、デジタルサービス導入・運用の実績を有すること。これらの実績において、単なる参画にとどまらず、企画、調整、運営等を主体的に進めた経験を有していること。

(10) 本市課題解決のため、本市と連携し、提案ソリューション（技術、製品、サービス、システム等を含む）を用いて、実証実験の取組を主体的に行える者。

(11) 選定された際には、令和９年１月に実施される、本市の令和９年度「業務委託指名競争入札参加資格登録業者名簿」に登録申請すること（すでに登録されている場合は、不要）。なお、令和９年度「業務委託指名競争入札参加資格登録業者名簿」に登録され

なかった場合は、実証実験等の相手方になれない場合がある。

５．参加表明及び提案審査

本協議会への参画を希望する者（以下、「応募者」とする。）は、本募集要領等を理解した上で、以下のとおり提出することとします。

（１）参加表明書類及び企画提案書

提出書類	必要数	備考
参加表明書	１部	所定のフォーマットでご提出ください
企画提案書	１部	所定のフォーマットでご提出ください
その他（別添資料）	１部	必要に応じて、添付。基本的には、参加表明書及び企画提案書に記載いただいた内容で評価します。A4 サイズで、両面 10 ページまで。

（２）上記提出期限

参加表明書：令和８年 12 月 7 日（月）17 時

企画提案書：令和８年 12 月 14 日（月）17 時

（３）様式等の配布期間及び配布場所

令和８年 11 月 13 日（金）から本市ウェブサイト内からダウンロード。

https://www.city.kishiwada.lg.jp/site/smart-city-torikumi/r8-applicationform.html

（４）提出方法

原則、下記のとおり、オンラインでの提出とします。なお、添付ファイルが制限容量を超える場合（各添付ファイルの容量が 10MB を超える場合）は、持参又は郵送で提出してください。郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、上記期限までの必着とします。

参加表明書提出先：https://logoform.jp/form/heqL/1881754

企画提案書提出先：https://logoform.jp/form/heqL/1881779

（５）持参及び郵送時の提出場所

「13. 担当部署」に同じ。なお、受付時間は、平日の９時から 17 時まで（12 時から 12 時 45 分を除く。）とします。

（６）審査結果の通知

参加表明書及び企画提案書を期限までに提出した者については、「４．参加資格」及び、事前審査基準に基づき、審査した上で、結果を通知します。また、事前審査を通過した者については、ヒアリングの参加案内及び本審査後の最終の結果を通知します。

（７）提出書類の取扱い

①提出された企画提案書は、事前審査及び本審査に使用するほか、必要に応じて、協議会及びワーキンググループにおいて提案内容を確認する場合があります。

②提出された書類は返却しません。また、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。
③書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認められません。
④企画提案書等の著作権は、応募者に帰属するものとします。
⑤企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づき保護されます。
⑥第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は応募者が負うものとします。
⑦提出に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
⑧参加表明により、「４．参加資格（11)」に了承したものとします。

６．説明会の開催

本募集に関して、オンラインによる説明会を開催します。なお、当日の質疑については、行いませんので、下記７の質疑書による提出をお願いします。

（１）開催日時　　令和８年 11 月 19 日（木）14 時 30～15 時 00 分（終了時間は予定です)
（２）ＵＲＬ　　下記、本市ウェブサイトに前日までに掲載します。

７．質疑書の提出及び回答

本募集に関して、質疑事項がある場合は以下のとおり質疑を行ってください。口頭、電話での質疑には答えられません。

（１）提出期限　　令和８年 11 月 26 日（木）17 時まで
（２）提出方法　　入力フォームのみ：https://logoform.jp/form/heqL/1881815
（３）回答　　令和８年 11 月 30 日（月）17 時まで

質疑への回答は、下記、本市ウェブサイトに掲示し、個別には回答しません。
https://www.city.kishiwada.lg.jp/site/smart-city-torikumi/r8-applicationform.html

８．提出書類

本市の地域課題を解決するための取組であり、スマートシティの推進に資する取組について、別紙「公募付属資料」に示す本市の課題に対し、解決手法を含めた具体的な取組をご提案ください。

（１）参加表明書の内容について

記載項目は、以下のとおりです。

・参加表明としての宣言
・実施体制説明書として、事業運用体制や担当者情報
・事業実績として、事業実績に関する情報

（２）企画提案書の内容について

記載項目は、以下のとおりです。

・プロジェクト名

・課題解決の方法（実装の全体像）
・実装に係る想定費用及び費用負担割合等
・課題解決に向けた実証実験の内容（令和９年度）
・実証で用いるソリューション（技術、製品、サービス、システム等）
・実証で検証する事項（KPI、データ取得方法、効果検証方法等）
・提案内容を推進することによる将来展望等
・実証から実装までの実施スケジュール（想定スケジュール）
・実装に向けたマネタイズのアイデア及び事業継続・推進（自立化、事業費低減等）のための工夫
・実装時における想定課題及び懸念事項（リスク等）
・追加提案内容／追加提案の必要性（任意）
・本市におけるスマートシティ推進に寄与し得る過去の取組実績等
・WG の運営及び実証実験の実施に係る体制、参画企業・市・関係機関の役割分担並びに参画企業が主体的に取組を推進するための具体的な進め方

９．審査方法等

（１）審査及び選定方法について

審査は、事前審査及び本審査からなります。

事前審査の選定は、参加表明書及び企画提案書による書類審査を行います。上位３者を選定します。

本審査は、企画提案書及びヒアリングにより審査を行い、１者を選定します。

（２）評価方法について

事前審査は、参加表明書及び企画提案書において、本要領「４．参加資格」への該当状況及び企画提案書の内容について、別途定める評価基準に基づき、上位３者を事務局にて選定します。なお、基準点以上の者が３者に満たない場合は、この限りではありません。

本審査は、企画提案書及びヒアリングにより、別途定める評価基準に従い、審査会にて審査を行います。なお、審査会委員は、岸和田市スマートシティ推進協議会参画企業審査会設置要領に基づくものとします。

（３）審査について

審査会において、評価基準に基づき評価を行い、審査会委員の評価点の合計が最上位の者を選定します。なお、評価点が同一である場合には、審査会で協議の上、決定します。また、基準点未満の場合は、選定しないものとします。

（４）企画提案のヒアリング

事前審査を通過した者には、ヒアリングに参加いただきます。

① 開催日時及び開催場所

・令和８年 12 月 25 日（金）14 時から
・詳細な時間及び開催場所については、後日事前審査結果通知時に通知します。

②企画提案の所要時間

・説明　15 分

・質疑　20 分

③注意事項

・各応募者のヒアリングの開始時間は、後日通知します。

・ヒアリングでは、提出された企画提案書を用いて説明を行ってください。企画提案書以外の資料等を用いた説明は不可とします。また、企画提案書にある責任者から説明してください。ただし、ヒアリングの出席者は各応募者とも、本件担当者となる者のうち、３名以内とします。

・ヒアリングでは、プロジェクターを使用し、企画提案書をスクリーンに投影して説明を行うことができます。ただし、本市で用意する機材は次のとおりです。なお、プロジェクターの使用を希望する場合は、各応募者において HDMI 接続可能なパソコンを用意・持参してください。

・プロジェクター（HDMI ケーブル接続）

・スクリーン

・延長電源ケーブル

・HDMI ケーブル（プロジェクター接続用）

・ハンドマイク２本

10. 結果の通知・公表

事前審査及び本審査の結果は、文書で通知するものとし、電話等による問合せには応じられません。

11. 応募に際しての注意事項

（１）失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とします。

①審査会委員に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を求めた場合。

②企画提案書等に虚偽の記載を行った場合。

③選定終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。

④その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

（２）複数提案の禁止

応募者は、複数の企画提案書等の提出は不可とします。ただし、管理技術者及び担当者等実施体制に重複がない場合はこの限りではありません。

（３）費用負担

企画提案書の作成、提出等、参加に要する経費等は、すべて応募者の負担となります。なお、緊急やむを得ない理由等により、本募集を実施することができないと認められるときは、停止、中止又は取消しすることがあります。この場合において、応募者は本応募に要した費用を本市に請求することはできないものとします。

また、選定された場合でも、企画提案書に記載の実証実験に関する市の経費負担については、100 万円（税込）を上限に、令和９年度の予算の範囲内とし、選定をもって何ら補償するものではありません。

（４）その他

①参加表明書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は辞退したものとみなします。

②応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要領の記載内容に同意したものとみなします。

③提出された企画提案書等は、岸和田市情報公開条例（平成 12 年条例第９号）に基づく行政文書の公開請求の対象となります。

④企画提案書の提出後に本応募を取り下げる場合は、令和８年 12 月 24 日（木）17 時までに、辞退届（様式第１号）を持参又は郵送により提出してください（郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、上記期限までに必着とする。）。

⑤応募者は本募集の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

12. その他留意事項

（１）参画企業は、本事業に参画するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、本事業終了後も同様とします。

（２）参画企業は、本事業に参画するにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、岸和田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第 26 号）に基づき、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めることとします。

（３）複数の事業者による共同提案を行う場合には、参画する企業の中から代表企業による提案とし、その他団体は、関係団体等として、役割分担も含め記載することとします。

13. 担当部署

〒596-8510　岸和田市岸城町７番１号
岸和田市総合政策部企画課
電　話　072-423-9647
ＦＡＸ　072-423-6749
メール　kikaku@city.kishiwada.lg.jp